

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

デジタル田園都市国家構想交付金の交付期間の複数年度化

提案団体

岩手県、宮城県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

デジタル田園都市国家構想交付金について、長期的なデジタルサービスの運用を保証しつつ、自主財源などへのソフトランディングできるように財政力の弱い市町村に対しては、単年ではなく複数年継続での支援を可能とするよう見直しを求めるもの。

具体的な支障事例

デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)の交付期間は“交付金の交付が開始される年度限り”とされている。また、デジタル実装タイプの交付対象経費のうち、実装の次年度以降のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提(次年度以降のランニングコストは交付対象外)とされている。市町村によっては、後年度のランニングコスト等の財政負担を理由に本交付金の活用を敬遠するケースがあり、本交付金デジタル実装タイプの目的である“デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上”に、積極的に取り組んでほしい小規模自治体において活用が進まない状況がある。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

小規模自治体でも本交付金活用により、積極的にデジタルを活用したサービスの展開が図られるようになり、都市部ではない地域に住む国民もあまねくデジタルの恩恵を受けやすくなる。財政的理由を判断基準として断念している取組が、真に住民利便性の向上に寄与するかどうかを判断基準に、サービス実装を判断することが可能となる。

根拠法令等

- ①デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱第10第1項
- ②デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)Q&A集 2022年12月7日発行第2版 8ページ目 Q1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

羽後町、いわき市、高崎市、滋賀県、八幡市、兵庫県、徳島県

○当市も令和4年度デジタル田園都市国家構想推進交付金デジタル実装タイプTYPE1、TYPE2で事業採択を受け、令和4年度中に実装したところであるが、今年度より、そのランニングコストがかかってきており、今後の財源確保が課題となっている。このランニングコストが交付対象となれば、「デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上」に積極的に取り組むことが出来る自治体も増え、デジタル田園都市国家構想の実現がより加速化さ

れるものとする。

○交付期間が複数年可能となった場合、複数年をまたぐプロジェクトの実施が可能となり、庁内複数部署に影響のある DX やアプリケーション展開など大規模プロジェクトを、庁内及びベンダー等が一貫した体制で取り組むことが可能となる。例えば、都市 OS とそれに連なるサービスアプリケーションの開発では、OS 基盤の整備を待ってからアプリケーション開発に取り組む必要が有るが、単年度のプロジェクトでは、上半期に契約等の調達行為や仕様策定(要件定義)が入るため、短期間の工期では、短期集中して人員等のリソース投入(超勤等も含む)によるコスト増や、十分なテスト期間を設けられないことから品質の低下を招くなど、難しいプロジェクトにならざるを得ない状況が解消される。また、各自治体は自主財源で運用できないシステムを抱えるべきではないが、ランニングコストについても交付対象となるのであれば、アジャイル開発が可能となり、初版を運用しながら、モニター監視・テストによる多段階修正開発が行え、ユーザーのニーズにマッチしたサービス提供を可能とする。

○以下の趣旨での要望を追加できないか。

「デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)について、TYPE II、TYPE III は、TYPE I の優良事例横展開型とは異なり、データ基盤連携やマイナンバー高度利用など、新たな仕組みを創出するものであることから、調整や開発に余裕を持って対応するため、複数年度化を検討していただきたい。」

○複数年継続の支援が可能になれば「財政力の弱い市町村」に限らず全自治体においてデジタルの恩恵を一層受けやすくなるため、提案の際には「財政力の弱い市町村」に限定しない形にされたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

79

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

デジタル田園都市国家構想交付金における加点要素「地場スタートアップ活用」の見直し

提案団体

岩手県、宮城県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

デジタル田園都市国家構想交付金の加点要素について、スタートアップ活用における“地場”を要件とした加点廃止を要望するもの。

具体的な支障事例

デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)の採択にあたって実施される事業性評価では、地場スタートアップを活用している事業に対して加点評価されるため、スタートアップ企業が多数存在する大都市圏が加点適用を受けやすくなっており、スタートアップ企業の立地が少ない大都市圏以外の地域との不均衡が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

スタートアップ活用の趣旨・目的を維持しながら、「地場」の要件による地方公共団体間の不均衡が解消される。

根拠法令等

デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPE1/2/3 等制度概要 令和4年 12月7日 24~31ページ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高崎市、滋賀県、徳島県、高知県

-

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

101

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))のうちマッチングサイト使用に係る要件の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))に係る実施計画の作成において、移住支援事業とマッチング支援事業の一体的申請を必須とせず、就業に関する要件についてもマッチングサイトに掲載している求人以外も対象とすることにより、マッチングサイト実施の実質的な義務付けを廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

デジタル田園都市国家構想交付金に係る実施計画において、移住支援事業とマッチング支援事業の一体的申請が求められており、移住支援事業単独での申請はできない。また、就業に関する要件として、対象地域で就職する場合には、就業先はマッチングサイトに掲載している求人のみが対象となっている。

【支障事例について】

・本県では毎年、約 7,500 千円～8,500 千円の経費をかけてマッチングサイトを運営している。また、マッチングサイト運営・管理に係る業務委託契約先の選定やその後の契約事務、マッチングサイトに求人掲載を希望する法人に対する掲載の承認(認定)事務、事業者への周知等に係る事務負担が発生している。(10 時間/月程度)

・上記のように費用及び事務負担が発生しているにもかかわらず、令和3年度のマッチングサイトを活用した就業実績は1件であり、サイト運営に対する効果が低い。(1件/全体 27 件)

・全国的にも同様の傾向であり、マッチング件数の全国平均は 6.6 件、支給実績上位の県でも件数は少ない。(群馬県4件/全体 79 件(全国2位))、茨城県3件/全体 74 件(全国3位)

・一方、テレワークによる移住前の業務継続は全国平均 15.6 件であり、マッチングサイトを活用した就業の約 2.4 倍となっている。(本県は 23 件で全国 11 位)

現行制度により、移住支援金制度を実施するためには、都道府県のマッチングサイトの構築・運営が実質的に義務付けされており、地域の実状に応じた施策の実施の提供が妨げられている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

義務付けの廃止等により地域の実情に応じた施策を実施できる。また、移住希望者にとってはより多様な就業先が選択肢となり得ることから、首都圏から地方への人の流れの創出・促進を図ることができる。

根拠法令等

令和4年 12 月 23 日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓

「機能強化事業について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、宮城県、羽後町、京都府、岡山県、鹿児島県、沖縄県

○県開発促進協議会において、マッチングサイトに掲載している求人だけではなく、ハローワークに掲載している求人についても対象にするよう提案している。

○本県のマッチングサイトでは、移住支援事業の対象法人が49件と登録ユーザーが少なく、移住希望者とのマッチングが進んでいない。また、対象法人が公開する求人情報は、常時10件を下回る状況である。

令和4年度のマッチングサイトを通じた移住支援実績は1件であり、サイト運営のコストや事務量に対して効果は低い。

○【支障事例について】

本府においても、今般のヤフー社の求人まとめサイト「スタンバイ」への連携のための仕様変更に係るマッチングサイトの改修にあたり、約2,000千円が必要となるなど、マッチングサイトへの求人掲載及びスタンバイへの連携が必須条件となっているために、イレギュラーな経費も発生しており、予算確保等に苦慮している。

一方、マッチングサイトへの求人掲載について、企業の理解を得ることが難しく、マッチングサイトへの移住支援金対象求人の掲載数は、31件（4月末時点）に留まっており、対象求人のマッチング実績も、令和4年度は3件のみであった。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

122

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法に基づく障害物の除去に関する救助対象等の緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去」に関する救助対象等の緩和

①対象物

現在:土石、竹木等

→被災家屋の家財を追加

②対象場所

現在:居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関

→対象範囲を住居と敷地内のすべてに拡充

具体的な支障事例

水害及び土砂災害により住居内に入り込んだ土石等には、被災家屋の家財が混入している場合が多い。また、土砂を搬出する際に、畳ごと撤去する方が効率的であるが、家財は救助の対象外であるため、その処分費は別途対応が必要となる。

また、救助の対象場所が「生活に欠くことのできない場所」に限定されており、押入れや庭の土砂等は対象外となっているが、一部の土砂等を残して作業を終了することは、被災者の理解を得にくい上、衛生的ではない。また、建物の外部については玄関回りのみが対象となっているが、被災者は家財の買い替え(断水の場合は水の確保)等のため、自家用車を利用する機会が多いため、駐車スペースも必要となることが多い。

上記の状況により、令和4年台風第15号では本制度を適用せず、住居内はすべてボランティア、敷地内(建物外部)はすべて市費により土砂等の除去を実施することとなった。(計236件、3ヶ月程度)

また、ボランティア及び市費による対応範囲の決定及び各被災場所での調整に時間を要し、救助の開始に遅れが生じた。

大規模な水害により広範囲で土砂災害が引き起こされた場合には、土砂の流入により被災する宅地が多数発生することが想定されるため、日常生活に支障を及ぼす住居と敷地内のすべての土砂及び家財について、同時に対応することによる早期の救助が必要となると考える。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

水害及び土砂災害により敷地内に入ってきた土砂等及び使用できなくなった家財について、同時に対応することが可能となる。また、市費での対応範囲の検討及びボランティアと業者との調整に要する時間が不要となる。

これらにより、被災者の住まい(元の住居)の早期確保が可能となり、早期の生活再建につながる。

また、避難所の早期閉鎖につながる。

根拠法令等

災害救助法第4条第1項第10号
災害救助法施行令第2条第2号
平成25年内閣府告示第228号第12条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、ひたちなか市、相模原市、兵庫県、岡山県、熊本市

-

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法の事前適用における対象経費の拡大

提案団体

高知県、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、土佐町、大川村、いの町、越知町、日高村、大月町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法第2条第2項に規定する災害発生前の事前適用の対象に食品の給与や毛布のクリーニングを加えることを求める。

具体的な支障事例

令和3年5月に災害救助法が改正され、災害発生前の事前適用が可能となった(同法第2条第2項)。しかしながら、事前適用の場合、救助対象が避難所設置における建物の使用謝金や光熱水費等に限定されており、通常適用の対象である食品の給与や毛布のクリーニングは対象外とされている。内閣府防災による災害救助法の説明会等では、食品の給与については、発災前なので、物資の流通に支障がないためとの説明であったが、交通機関の計画運休や小売店の早期閉店、郡部での移動販売の中止等が発生し、食品が得られないため、備蓄食料等の給与が必要になると想定される。また、毛布についても、自宅から持参可能との見解であるが、実際に市町村から毛布持参を呼びかけることは現実的ではなく、また避難者の負担も大きいため、避難の躊躇につながると考えられる。令和4年台風第14号災害のように、結果として大きな被害が生じず、同法第2条第1項の適用に至らなかった(同条第2項の適用にとどまった)場合に、早期避難者へ供給した備蓄食料等が災害救助法の対象外となるため、市町村の積極的かつ迅速な避難所設置に対する支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村の費用負担の懸念を除くことで、災害が発生するおそれがある場合において、市町村が躊躇することなく避難所を早期開設した上で必要な食品の給与等を行うことができ、自ら避難先を確保することが困難な住民の安全・安心の確保に資する。

根拠法令等

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第2項、第4条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、岡山県、徳島市、高松市、福岡県、熊本市、宮崎県

-

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

利用児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の資格基準の緩和

提案団体

滋賀県

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁

求める措置の具体的内容

利用児童の大多数(8割以上)が外国人であり、母国語で、母国の教育・保育が行われている外国人向けの認可外保育施設においては、「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準に緩和すること。

具体的な支障事例

児童の大多数が外国人である認可外保育施設は、基準上必要とされている保育従事者数を確保することが極めて困難であり、幼児教育・保育の無償化の経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる見通しである。

保育士確保にあたっては、認可施設においても苦慮しているなか、外国語で、外国の保育に対応できる有資格者を認可外保育施設で確保することが極めて困難な状況となっている。

当該施設では、母国の有資格者を配置することで保育の質と安全の確保に努めており、これまで、滞りなく適切に施設運営されている。

幼児教育・保育の無償化の制度の対象外になってしまうことで、外国人の子育て家庭への負担が発生し、施設への利用料金の支払いが滞ることになれば施設運営の存続も危ぶまれることとなり、認可施設に馴染めなかった子どもたちが居場所を失ってしまうことになってしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可施設に馴染めなかった外国人の子どもたちの居場所となっている認可外保育施設が、幼児教育・保育の無償化の対象となることで、外国人子育て家庭の負担軽減や施設の安定的運営が図られる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

横浜市、長野県、浜松市、大阪市、熊本市

○当市においても、利用児童の大多数が外国人である認可外保育施設があるが、保育従事者の資格基準を満たさないこと等により、幼児教育・保育の無償化の経過措置期間終了後(令和6年10月以降)は、幼児教育・保育の無償化の対象外となる可能性がある。